

令和4年

桑折町農業委員会会議録

第11回総会

令和4年11月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和4年11月15日 午後2時25分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

農地利用最適化推進委員

桑折地区 井浦 成晴 伊達崎・下郡地区 亀岡 範彦
伊達崎・下郡地区 石幡 弘実 上郡地区 岡崎 明

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員4名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之
係長 吉田 安孝
農業振興調整官 荒川 光弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長	<p>ただ今から令和4年第11回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。</p> <p>まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会 長	<p>それでは議事録署名委員を指名いたします。</p> <p><u>6番 高橋 貢 委員</u></p> <p><u>7番 佐藤 親 委員</u> を指名いたします。</p>
会 長	<p>それでは、総会日程第2の議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第20号、農地法第5条許可申請 整理番号1、2を朗読後、説明】</p> <p>詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、50戸以上の住宅が連坦している地区の中にある、狭小農地で第2種農地となります。</p> <p>通路敷地に転用しても周辺農地への影響はないと考えます。</p>
会 長	<p>ただいまの説明に関連して、整理番号1及び2の地区担当である 石幡 弘実推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
石幡委員	<p>整理番号1と2について、現地を確認してきました。</p>

現地は、狭い農地です。周辺は宅地に囲まれており、野菜畑となっております。
今回、申請者の住宅への通路及び、隣家との共同で使用する通路への転用となります。これまで、昔からある里道を使用していたようです。

住宅建て替えによる道路要件を満たすためではありますが、通路敷地として転用しても、周辺には農地が少なく周辺農地への影響はないものと考えます。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第20号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、件数が多いことと、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長 それでは先に、所有権移転を審議いたします。

議事参与の制限の関係で整理番号3と4について、先に審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第21号、基盤強化促進法 整理番号3、4（所有権）を朗読後、説明】**
詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号3、4の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、整理番号3の地区担当である 井浦 成晴 推進委員から、現地の補足説明をお願いします。

井浦委員 整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借り受けて耕作していた樹園地です。今回所有権移転することで、既存所有地と一体化することになります。同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま

す。
また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長 ありがとうございます。続いて整理番号4の地区担当である 亀岡 範彦 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

亀岡委員 整理番号4について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人と譲渡人の所有農地が隣接しているところであります。

また、面積が小さく、形も狭い圃場が続く場所でもあります。今回の所有権移転により、譲受人は自己所有地と合わせて規模拡大となります。

本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号3と4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号3と4は、原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号5については、7番 佐藤 親 委員が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(7番 佐藤 親 委員 退席)

会 長

事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第21号、基盤強化促進法 整理番号5（所有権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号5の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号5の内、上郡地区担当である 岡崎 明 推進委員から、現地の補足説明をお願いします。

岡崎委員

整理番号5の上郡地区分について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借り受けて耕作していた農地です。同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われまます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保もそば畑として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。続いて整理番号5の内、下郡地区担当である 石幡 弘実 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡委員

整理番号5の下郡地区分について、現地を確認してきました。

申請地は、譲渡人が以前から管理していた畑です。今回、同一区域に耕作地を持つ譲受人へ所有権移転することは、農地管理の効率性向上と譲受人の経営規模の拡大が図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保もそば畑として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。

(7番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長

次に、利用権設定を審議いたします。議事参与の制限の関係で、整理番号6から63、65から66を、先に審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第21号、基盤強化促進法 整理番号6から63、65から66（利用権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号6から63、65から66の計画の

内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号6から63、65から66について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号6から63、65から66について、原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号64については、7番 佐藤 親 委員が設定人となっておりますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(7番 佐藤 親 委員 退席)

会 長 事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第21号、基盤強化促進法 整理番号64（利用権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号64の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号64について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号64は原案のとおり決定いたしました。

(7番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長 次に総会日程第3の追加議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第22号、農地法第5条許可申請 整理番号67を朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

申請地は、複数の公共施設、公益施設が連坦している地区のなかにある、狭小農地で第3種農地となります。

第3種農地については、転用可能ですので、現場事務所等に一時転用することは特に問題ありません。

会 長 ただいまの説明に関連して、整理番号67の地区担当である 岡崎 明 推進委員から、現地の補足説明をお願いします。

岡崎委員 整理番号67について、現地を確認してきました。

申請地は、県道沿いにある利用価値が低い農地であります。

今回、伊達地方消防組合中央消防署西分署の建て替え工事に伴う、現場事務所への一時転用ではありますが、広がりがなく、宅地に挟まれた農地であるため、一

時転用しても周辺農地への影響はないと考えます。

会 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願
います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたしま
す。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い
します。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第22号は、原案のとおり決定いたしました。
以上を持ちまして、11月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。
令和4年第11回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時41分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年11月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人